

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地					
郡山ヘアメイクカレッジ		昭和23年9月28日		佐藤 知子		〒 963-0108 (住所) 福島県郡山市笹川3-53-1 (電話) 024-937-0008					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地					
一般社団法人郡山美容協会		昭和31年10月12日		芝 暢子		〒 963-0108 (住所) 福島県郡山市笹川3-53-1 (電話) 024-937-0008					
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度		
衛生	衛生専門課程		美容科		平成25(2013)年度		-		平成30(2018)年度		
学科の目的		美容師としての必要な知識及び技術を習得して、免許取得後も衛生の分野や様々な美容技術を通して社会に貢献していけるようにすることを目的とする。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		美容師国家資格、山野流着付け師(初中伝) JNAジェルネイル技能検定(初級) フェイシャルエステティシャン メイクアップ3級検定 ヘアケアマイスター 等									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技		
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			2,010 単位時間	630 単位時間	0 単位時間	1,380 単位時間	単位時間	単位時間	
					単位	単位	単位	単位	単位	単位	
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率				
120 人	107 人		0 人		0 %		5 %				
就職等の状況	■卒業者数(C)		:		48 人						
	■就職希望者数(D)		:		48 人						
	■就職者数(E)		:		48 人						
	■地元就職者数(F)		:		28 人						
	■就職率(E/D)		:		100 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		:		58 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		:		100 %						
	■進学者数		:		0 人						
	■その他		:								
	(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)										
■主な就職先、業界等		(令和6年度卒業生) 美容業界、美容関連業界(ネイル)									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL										
当該学科のホームページURL	http://www.khc.ac.jp										
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)										
	総授業時数					2,010 単位時間					
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					48 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数					単位時間					
	うち必修授業時数					2,010 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					48 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					120 単位時間					
	(B: 単位数による算定)										
	総単位数					0 単位					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数					単位					
	うち企業等と連携した演習の単位数					単位					
うち必修単位数					単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数					単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数					単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)					単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)					1 人					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)					0 人					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0 人					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)					5 人					
	計					6 人					
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					6 人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
企業・業界団体等との連携により美容業界の求める最新のニーズを把握すると同時にカリキュラムや授業の構成に反映させることにより実践的な職業教育の運営を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、上記の痼疾、目的を達成するため、次の事項を所掌し意見提案を行う。(1)カリキュラム編成に関する事項、(2)授業科目の内容、方法、改善に関する事項、(3)教科書、教材教具に関する事項、(4)その他教育課程編成に必要な実践的専門職業に関する事項

委員会は、郡山ヘアメイクカレッジ学校教育課程編成委員会実施規程第5条に規定される学校及び企業等の外部関係者から構成され、委員会実施規定第7条において、「教職員は、教育課程編成の意見等を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。」とし委員会審議で示された各委員の意見や情報等を十分活用し、実践的かつ専門的な職業教育を行うために教育課程の編成に関与するものと位置付けている。

＜教育課程編成の意思決定過程＞

1. 教育課程編成の基本方針の策定

委員会において、企業等外部委員より美容に関する専門業界動向や、ニーズ、人材スキル等の社会動向を把握し、協議の上次年度における教育課程編成の基本方針を決定する。また、前年度の問題点や課題点について外部委員からの意見を伺い改善や課題解決につなげる。

2. 教育課程編成における授業科目内容原案等の策定

教育課程編成委員会の学校関係者教員を中心として、教育課程編成委員会における意見等を担当教員と協議し反映させる。

3. 教育課程編成の決定

上記原案に基づき学校長が次年度教育課程を決定する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
斎藤 宏幸	郡山倫理法人会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
吉田 淳二	(株)good field	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
佐藤 知子	郡山美容協会立 郡山ヘアメイクカレッジ	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
渡邊 エリ	郡山美容協会立 郡山ヘアメイクカレッジ	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年8月5日 11:30～12:30

第2回 令和7年3月31日 11:30～12:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・人が多くなるほどマニュアル化も必要。片付け等当たり前のことでも学校生活で学生ができていないことは“見える化”で伝える方法はどうかとの意見→写真で提示等実施したが守られていないところがある。口頭も加え、継続して伝えていくこととした。・カリキュラムの変更については増やすことでブレが生じることがあるので、学校としてどこを軸にするのか(何を大事にするのか)が必要との意見→再度、職員と話し合いを行い方針を検討していくこととした。・対人関係のトラブルにおいては当事者だけでなく間にいる学生においても面談してはどうかとの意見→全体をとらえるため一つの手段として取り入れたいと思う。また「相手を思いやる」ということが接客にどう生かされるか事例を出し継続して伝えていくこととした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

美容界をリードする人材育成方針のもと、「美」のトータルコーディネートを主眼として豊かな感性を磨くため、現在第一線で活躍している人材から直接学ぶ。また最新のニーズを把握することにより想像力、観察力と実践力を養い即戦力として対応力を身に付ける。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

「美容総合技術」の科目において、一般財団法人国際美容協会山野流着装教室と協定を締結し、山野流着装教室から派遣される講師によって、実習、演習及び講義形式にて、着物着付けの知識、技術及び礼節、所作などの「和」の心を学ぶ。和装に関する専門知識、着装技術、着装援助技術、コミュニケーション接客技術など着装技術者としての技能を習得する。授業開始にあたり担当教員と企業の講師が事前の打ち合わせを行い、実習内容、学生の学修成果の達成度評価指標等について定め、講師は、企業ノウハウ等を活用した実習指導を行う。実習期間中は、スムーズな授業進行できるよう担当教員と企業講師が連携して進行する。授業終了時は、企業等の講師による学生の学修成果の評価を踏まえ担当教員が成績評価を行う。教材、テキストなどは、山野着装教室が準備し、実習授業では、本校の施設設備などを活用する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
美容総合技術	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	美容実習で学んだ美容に関するヘアメイク等の基礎的な総合技術を発展応用させ、着付け、ネイルなどトータルの美容技能を習得します。着付けは、日本の伝統である着物着付けの知識と技術を学ぶと同時に、礼節や、所作などの「和」の心を学ぶ。さらに、着装技術者として美容業界での業務の幅を広げ、高度な接客スキルを修得し、将来の業界での活躍を目指します。	一般財団法人国際美容協会 山野流着装教室東北ブロック支部

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にやっていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

美容における実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、最新の実務知識や技能の習得に努め教育内容に反映させる。また、教育技術や指導力の向上に努め、教育実務スキルの向上に努める。学校は、専攻分野の実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等の計画を策定し、その計画に基づく研修を実施することとし、教職員に研修を受ける機会を与えることとする。また、教職員の自己啓発に向けた意欲を高めるよう努めるものとする。必要に応じ、他の機関と共同して又は外部の機関に委託して研修を行うことができるものとする。このことは、本校教職員研修規定に定められている。

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

美容における実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、最新の実務知識や技能の習得に努め教育内容に反映させる。また、教育技術や指導力の向上に努め、教育実務スキルの向上に努める。学校は、専攻分野の実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等の計画を策定し、その計画に基づく研修を実施することとし、教職員に研修を受ける機会を与えることとする。また、教職員の自己啓発に向けた意欲を高めるよう努めるものとする。必要に応じ、他の機関と共同して又は外部の機関に委託して研修を行うことができるものとする。このことは、本校教職員研修規定に定められている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	美容技術指導について	連携企業等：	NPO法人 日本美容技術振興センター 森本公子講師
期間：	令和6年9月27日	対象：	担当教員
内容	学生技術大会の各技術Y巣目に対しての大切なポイントを学ぶ研修。受講により学生に対してより的確なアドバイスができるようになり、制作方法の見直しもすることができる。教育水準の向上だけでなくより学生の大会に関するモチベーションや技術水準も向上させることができる。		
研修名：	エステ技術指導について	連携企業等：	カカウ・インターナショナルエステティックカレッジ 吉田 直美講師
期間：	令和6年9月27日	対象：	担当教員
内容	エステティックの基本手技を学び直しする研修。受講により改めて技術の確認をすることができ、また最近のエステ業界事情を知ることができるため、通常の授業にも活用していくことができ知識が広がると同時に学生の技術水準向上を図ることができる。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	ほめ達！入門編 ～相手の成長を引き出す関わり方～	連携企業等:	一般社団法人 ほめる達人協会 坂井 俊之認定講師
期間:	令和6年9月27日	対象:	全職員
内容	“ほめる”ということは日常的に交わされる会話だったり、挨拶の中にもある。普段していることをほんの少し意識して実施することでその人の行動、見え方も変わっていく。この真の意味での“ほめる”ポイントを受講し日々活用することで技術だけではなくあらゆる物事に対し学生のモチベーションを向上させることができる。		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	まつ毛エクステンション技術指導について	連携企業等:	日本理容美容教育センター井上 優子講師
期間:	令和7年9月26日	対象:	担当教員
内容	まつ毛エクステンションの基本手技を学び直する研修。受講により改めて技術の確認をすることができ、また最近のまつ毛エクステンション業界事情を知ることができるため、通常の授業にも活用していくことができ知識が広がると同時に学生の技術水準向上を図ることができる。		

研修名:	美容技術指導について	連携企業等:	日本美容技術振興センター 山田 久美子講師
期間:	令和7年9月26日	対象:	担当教員
内容	ブローテクニックを学ぶ研修。受講により学生に対してよりの確なアドバイスができるようになり、用具の使用法を改めて知ることができ技術の確認ができる。教育水準の向上だけでなく就職後必須の技術であるため習得すれば即戦力として活躍が期待できる。モチベーションや技術水準も向上させることができる。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	キャリア形成について	連携企業等:	株式会社パソナ 米沢 真紀講師
期間:	令和7年9月25日	対象:	全教員
内容	学生の就職活動においての必須である履歴書、その書き方や面接に関することなど改めて学ぶ研修。受講により、学生に対してよりの確なアドバイスができるようになり、就職指導もスムーズに行うことができる。また現在の面接の状況なども知ることができさらなる指導力向上が望める。		

研修名:	ジェンダーレス時代	連携企業等:	東北公益文化大学名誉教授 伊藤 真知子講師
期間:	令和7年9月26日	対象:	全教員
内容	現代が社会性別にとらわれない考え方やスタイルが多く見られるようになってきており、どのように対応していくのか、とらえていくのかを学ぶ研修。昔ながらの考えを一旦おいてこれからの学生だけでなくお客様に対しての接し方なども含め、受講することにより学生のさまざまな指導に活用することができ指導力向上が期待できる。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

社会のニーズや教育環境の変化に対応するため、学校評価を通して教育課題の洗い出しや、対応策を講じて教育活動や学校運営の継続的な改善を推進する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

(3)教育活動＜意見＞実務実習でさらなる評価をもらうのであればサロンから学生本人には精神的負担が感じられるので学校と直接という形態がよいと思う。との意見＜活用状況＞これからますます深刻となる人手不足を踏まえ、将来の就職先（雇側）になる可能性があることを考慮し評価に関しては難しい部分を感じられるのでこの件は引き続き検討していくこととした。現状の継続。(6)教育環境＜意見＞消化器の設置位置確認など震災後防災意識が高く、防災訓練の1つとして心肺蘇生法などの修得は必要と思われる。の意見＜活用状況＞職員全員が学べる時期を検討し、心肺蘇生法や、加えて授業で刃物の使用もあり傷の応急処置なども含め講習を受けることとした。(7)学生の受け入れ募集＜意見＞学校のSNSを利用しての発信については、マンパワーが必要で「継続していくことが必要。また学生も交えての発信に関してはネットリテラシーが必要で攻撃されたときの対応を学ぶことも大事との意見。＜活用状況＞ネット社会であり、登校もSNSを通じて発信をしているが学生にさせることはしないが学校生活を見てリテラシーの部分で講習が必要と思われるので実施を検討。募集活動においては「継続」して小さなことでも発信できるようマンパワーの必要性を考え、担当者の増加も検討したい。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
菅野 茂	株式会社菅野二郎商店	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
鈴木 扶美	美容室 スタジオシェルパ	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <http://www.khc.ac.jp>

公表時期: 令和7年6月16日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校の教育活動及び学校運営について組織的かつ継続的に改善を図るため、学校評価の実施と結果の公表により説明責任を果たすとともに企業、保護者などの理解を得、その連携協力により、教育水準の向上を目指す。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)学科、コースなどの教育
(3)教職員	(3)講師紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)校内実習、学外実習サロンワーク
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)コンテスト等教育活動・施設設備紹介等教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生サポートシステム
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務(貸借対照表・収支計算書)
(9)学校評価	(9)学校評価(自己評価・学校関係者評価報告書)
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <http://www.khc.ac.jp>

公表時期: 令和7年6月16日

授業科目等の概要

(衛生専門課程 美容科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			教養	美容師として働くために必要な知識を学びます(手話・デッサン・写真・フラワーアレンジメント等)。	1年次	30	1	○	△	△	○		○	○	○
2	○			社会福祉	高齢の方々や障害をもつ人の生活上の困難を理解し、美容という仕事を通じ「誰もが自分らしき生きること」に貢献できるよう様々な知識を実践を通して学びます。	1年次	30	1	○	△		○			○	
3	○			関係法規・制度	社会における法の役割、衛生法規、衛生行政、美容師法など、美容業を行う際に関係ある法律を学びます。	2年次	30	1	○			○			○	
4	○			衛生管理	公衆衛生、環境衛生について学び、感染症、消毒の目的、方法を知り、サロンにおいての衛生面に必要な知識を学んでいきます。	1・2年次	90	3	○			○		○		
5	○			保健	人体のつくりや皮膚の構造を学び、健やかに保つ為の方法、疾患も美容と関連させて学びます。	1・2年次	90	3	○			○		○		
6	○			香粧品化学	美容の業務はもとより、日頃の生活経験と結び付けながら、香粧品についての様々な必要な知識を学びます。	1・2年次	60	2	○		△	○			○	
7	○			文化論	日本の美容の歴史及び日本と西洋の髪型・服装・メイクなどトータルの歴史及び礼装について学びます。	1・2年次	60	2	○			○		○		
8	○			美容技術理論	・美容の器具の名称、取扱い方 ・技術Ⅰの注意点その他目的や種類特徴・デザイン及び色の基本などについて ・美容全般(エステ・ネイル・日本髪、まつ毛エクステンション等)理論技術を学びます。	1・2年次	150	5	○			○		○		
9	○			運営管理	美容師としてスタートするのに必要な知識、働いていく上での知識、自分で店を持つ為の知識まで、接客・経営・管理に分けて学んでいきます。	2年次	30	1	○			○			○	
10	○			美容実習	髪の毛の扱い方、まつ毛エクステンション等も含め道具の使用法、基礎的技術を学び、主に国家試験課題へ向け土台づくりをしていきます。	1・2年次	900	30	△	△	○	○		○		

11	○		美容総合技術	美容実習で学んだことをさらに応用し、様々な編み方、特殊な巻き方を学び、着付け・ネイル、まつ毛エクステンションなども総合的に学びます。	1・2 年次	360	12	△	△	○	○		○	○	○
12	○		エステティック技術	フェイシャルトリートメント技術の習得（クレンジング・ディープクレンジング・マッサージ・パック・仕上げ）と必要な知識（人体・皮膚の構造・衛生・カウンセリング等）	1 年次	60	2	△	△	○	○		○		
13	○		メイクアップ	メイクの用具、使用法から学び、ひと通りメイクアップができるように取り組み、基礎的な知識を学び検定取得も目指します。	1 年次	60	2	△	△	○	○		○		
14	○		接客・接遇マナー	接客に必要な心構えを理解し、言葉遣い（敬語）や、ご案内・誘導・電話の応対などをロールプレイングを交えながら学習する。	1・2 年次	60	2	○	△		○		○		
合計					14 科目	67 単位（単位時間）									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	所定の授業科目の履修を修了した者に、年度末に進級・卒業判定会議を実施し、学生の成績評価、単位取得状況に基づき判定する。	1 学年の学期区分	3 期
履修方法：	30時間の授業をもって1単位とする。 コース科目については 30時間の授業をもって1単位とする。	1 学期の授業期間	16 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。